

「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録)

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。)によつて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。)を、総務省令で定められた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。)を、総務省令で定める期間保

規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録）

第十六条の十三 機構は、第五十五条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の失効）

第十六条の十四 移動端末設備用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十六条の十の規定により移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第十六条の十一の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報情報を記録したとき。

三 機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該

3 移動端末設備用署名用電子証明書失効情報フ
備用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等）

第十六条の十五 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている移動端末設備用署名用電子証明書失効情報（第十六条の十の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、及び第十六条の十三の規定により保存する個人番号力コード用署名用電子証明書の失効に係る情報等）の集合物であつて、それらの書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効情報等）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第三款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

（署名検証者等に係る届出等）

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行つたことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等）をいう。以下同じ。）

二の二 裁判所
二 地方公共団体の議会
三 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者

四 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者

五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が認定する者

六 前各号に掲げる者以外の者であつて、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行つたこと又は利用者証明利用者が行つた電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたこととの確認を政令で定める基準に適合して行うことができるものとして主務大臣が認定するもの

前項第五号又は第六号の認定（次項において「認定」という。）は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

七 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた者が第一項第五号の政令で定める基準に適合しなくなつたとき又は同項第六号に規定する確認を同号の政令で定める基準に適合して行うことができなくなつたと認められるとき。

二 認定を受けた者が第十九条第一項から第三項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項、第二項、第三項若しくは第六項の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力

又はこれらに類する処理をいう。) 又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。(以下同じ。) の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であった者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

七 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であった者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

八 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であった者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

九 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

十 第五十一条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務(認定を受けた者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた行うものを含む。) に従事している者又は従事していた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

十一 第五十二条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務(認定を受けた者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた行うものを含む。) に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

十二 第一項の届出を受けた機構及び当該届出をした者(以下「署名検証者」という。) は、機構

が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行って合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

5 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対しても、二十条第一項の規定による回答をするため、機構に対し、次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（第一号に掲げる団体にあっては当該団体に所属する者が法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、第二号に掲げる団体又は機関にあっては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第二十条第一項の規定による回答を受ける者（以下「署名確認者」という。）の範囲の届出をしなければならない。

一 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの

二 行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの

三 第四項の規定は、前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者（以下「団体署名検証者」という。）について準用する。
(署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等)

第十八条 機構は、次条第一項若しくは第四項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者（以下「署名検証者等」という。）の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効

2 失効情報及び第十六条の十から第十六条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報をいう。(以下同じ。)の提供を行うものとする。
機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で

3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあつた場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項又は第十六条の十四第四項の規定により効力を失つてないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行ふものとする。

4 機構は、署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第十六条の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあつた場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項又は第十六条の十四第四項の規定により効力を失つてないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行ふものとする。

4 機構は、署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第十六条の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

6

当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めることにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前各項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 署名検証者等が次条第一項から第三項まで、第二十条第一項若しくは第三項から第五項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項の規定に違反したとき。

二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

四 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員又はこれらの者であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

五 員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。
五 第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うもの）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第四項の規定により同一条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報（同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等による）又は同条第三項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

該機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は特定署名用電子証明書記録情報の提供を停止することができる。

一 署名確認者が第二十一条第一項若しくは第二項、第五十条第三項又は第五十二条第五項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 署名確認者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者があつた者が第五十四条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者があつた者が第五十四条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものと含む。」に従事している者又は従事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反

（署名検証者の義務等）

名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名利用者符号を用いて電子証明書の通知を受理したときは、当該署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つてないことを確認した後、当該署名利用者符号を用いて当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

署名検証者は、前項の規定による確認を行つて、当該署名利用者本人が電子署名を行つたことの確認を当該電子署名に用いられた署名利用者符号が当該署名利用者のものであることを示すための措置として主務省令で定めるものを当該署名利用者に求める方法により行わなければならない。

署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つてないことを確認したときは、当該署名利用者検証符号に對応する署名利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つてないことを確認した後、当該署名利用者検証符号に對応する署名利用者符号を用いて行われていることを確認したときは、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができる。

(団体署名検証者の義務)

三項の規定による確認をしよろとする署名確認者の求めがあったときは、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つてないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、団体署名検証者は、第十八条第七項各号のいづれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3 団体署名検証者は、署名確認者から署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したときは、当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

4 団体署名検証者は、次条第四項の規定により署名確認者から特定署名用電子証明書記録情報の提供の求めがあつたときは、機構に対し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めなければならぬ。

5 団体署名検証者は、前項の場合において、第十八条第三項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたときは、政令で定めるところにより、速やかに、署名確認者に對し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わなければならない。

6 前項の規定にかかるわらず、団体署名検証者は、第十八条第七項各号のいづれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を行わないことができる。

(署名確認者の義務等)

を求めることができる。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第一款 個人番号カード用利用者証明

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書(利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。)であつて、個人番号カードに記録するもの(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者証明利用者確認」という。)をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用利用者証明利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者コード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。

前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を

行つた当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

第二十五条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止

第二十五条 個人番

前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請

者に提供するものとする。

子証明書の発行を受けることができない。
（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の
記録事項）

用者証明利用者による申請を除く。)について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構又は住所地市町村長」である。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

り、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

外転出者は、附票管理市町村長を経由して機構に対し、自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をすることができる。

二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

三 個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 その他主務省令で定める事項

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行の番号カード用利用者証明用電子証明書発行年月日及び有効期間の満了する日)

市田課長」とあるのは「柳樹」と読み替えるものとする。

第二十二条の二第二項において読み替えて準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、（申請書類等の提出の方法並びに提出の期限等）とあるのは「柳樹」と読み替えるものとする。

長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。）について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、申請書とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総

前条第一項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号」とあるのは「第十七条第二号から第六号まで」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、

第二十七条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書（当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書についての機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用者に係る住民票（国民外云出者である利用者正規利用者においては、

の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は付票管理市町村長」とあるのは「幾萬」と流

務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に関する利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」

同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附要管理市町村長」と読み替えるものとする。
(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理)

当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票に記載されている住民基本台帳法第七条第三号に規定する住民票コード（以下「個人番号カード」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 み替えるものとする。

と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、主務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証

い。
（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の
失効を求める旨の申請）

て準用する第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるとこ

第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二

明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他該利用者證明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

第二十八条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

るにより、当該利用者証明利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証

第二十四条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請（国外転出者である利

明利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は機関」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

た旨及びこれら的事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動情報等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該利用者証明利用者に係る住民票が消滅されたこと（住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（次号において「転出届」といいう。）に基づき当該住民票が消除された場合を除く。）。

二 当該利用者証明利用者が転出届（国外転出届を除いて）から当該国外転出届に記載されたと云

出の予定期間内に当該利用者が国外転出届を提出したが、当該届出の予定期間内までの間に第二十二条第一項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者にあつては、当該国外転出届を除く。)をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出を行うことなく、当該転出届により届け出た転出行の予定期間月日から三十日を経過したこと。

三 当該利用者証明利用者(国外転出者である者に限る。)に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いすれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等)に係る情報の記録

記録誤り等があつた個人番号カード用利用者証明書用電子証明書の登録漏れ（以下「個人番号カード用利用者証明書用電子証明書登録漏れ」といふ）があることを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明書用電子証明書登録漏れ等があつた個人番号カード用利用者証

明用電子証明書の発行の番号、個人番号カードの利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらとの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」といふ。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をしてから政令で定める期間保存しなければならぬ。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第三十三条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書

発行者署名符号（機構が当該個人番号カード田利用者証明用電子証明書について電子署名を行ったために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「個人番号カード田利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知つたときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行つた個人番号カード田利用者正月用電子正月其

第三十四条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効

二 機構が第三十一条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効情報は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第三十条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

三 機構が第三十二条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

2
五 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。
六 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

たときは、個人番号カード用利用者証明用電子記録誤り等があつた個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用電子証明書に当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に個人番号カード用

第三十五条の二 個人番号カード用利用者証明用行

第三十五条の二 個人番号カード用利用者証明用行

電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者（当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限る。）は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であつて、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

前項の申請をしたる者（以下この条文
において「申請者」という。）は、機構に対し、
政令で定めるところにより、当該申請者に係る

3 住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（国外転出者である申請者にあつては、当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

4 前項前段の規定による通知を受けた機構は、主申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行わたったことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機関は、総務省令で定めるところにより、機関が電子署名を用いた当該申請に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機関の使用に係る電子計

算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによつて行うものとする。
（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理）

第三十五条の四 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止) 予証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

第三十五条の五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が第三十五条の十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録事項)

第三十五条の六 移動端末設備用利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 その他主務省令で定める事項

第三十五条の七 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書(当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について機構が行った電

子署名に係る電磁的記録を含む。) 及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票)に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失效を求める旨の申請)

係る利用者証明利用者符号が漏れいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第三十五条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定に

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

第三十五条の四 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第三十五条の五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が重複発行の禁止

子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第三十五条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは、「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは、「第十五条第一項又は第十六条の十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効
申請等情報の記録）

第三十五条の十 第三十五条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、

6 5
申請者は、前項の規定による記録をしたとき
は、総務省令で定めるところにより、当該申請
者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明
書に係る利用者証明用電子証明書検証符号を機構に通
知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた機構は、総務
省令で定めるところにより、機構が電子署名を行つた当該申請に係る移動端末設備用利用者証
明用電子証明書を発行し、これを申請者に通知
するものとする。

第三十五条の六 子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用

3 「又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備

第三十五条の十一 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録（移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録）誤り等に係る情報の記録

項の電磁的記録媒体に記録するものとする。
第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機の電磁的記録媒体に記録するものとする。

第三十五条の七 機構は、移動端末設備用利用者

る利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

三 利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

四 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

五 第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第六項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保管期間に係る署名用電子証明書失効情報、保管書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(利用者証明検証者の義務)

第三十八条 利用者証明検証者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に関して行つた電子利用者証明に關して利用者証明用電子証明書の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項又は第三十五条の十四第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行つた後、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたことの確認を当該電子利用者証明に用いられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号と一致する旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 利用者証明検証者は、利用者証明利用者から通知された利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号を、当該利用者証明

明用電子証明書の通知に係る電子利用者証明が当該利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて行わされていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたこととの確認)

第三十九条の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかるわらず、主務大臣の認可を受けた個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたこととの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて主務省令で定めるものにより行うことができる。

2 利用者証明検証者は、前項の認可を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る確認の実施に関する計画

三 申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要

(認証事務管理規程)

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）に関し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け)

第四十条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事項で総務省令で定めるものを作成し、保存しなければならない。

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十一条第一項から第五項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保管期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条规定による保存期間までの規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応利用者証明検証者証明符号の提供の状況について総務省令で定めるところにより公表する。

2 利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務（特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務に係る委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

十 第一条の規定により認可を受けた者（以下「特定利用者証明検証者」という。）は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、主務大臣に係る事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うもの）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

(特定利用者証明検証者証明符号)

第三十九条の三 特定利用者証明検証者は、機構に対し、特定利用者証明検証者であることを示す

す符号（以下「特定利用者証明検証者証明符号」という。）の提供を求めることができる。

2 機構は、特定利用者証明検証者から前項の求めがあつたときは、主務省令で定めるところにより、特定利用者証明検証者証明符号の提供を行ふものとする。

3 機構及び特定利用者証明検証者証明符号の提供を行ふに当たつて合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ決めを締結しなければならない。

(監督命令)

第四十二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機

構に対し、認証事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第四十三条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施の状況に關必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録

(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録

及び移動端末設備用署名用電子証明書発行記録

をいう。次条において同じ)、個人番号カード並用署名用電子証明書失効情報、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ)、個人番号カード並びに利用者証明用電子証明書発行記録(個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。次条において同じ)、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報、個人番号カード用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明用電子証明書失効情報、個人番号カード用電子証明書失効情報(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行つては、機構は、該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

(認証業務情報の利用及び提供の制限)
前項の規定は、機構から認証業務情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 第十一条から第十四条までの規定による個人番号カード用署名用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用署名用電子証明書発行記録を利用する場合

二 第十六条の十から第十六条の十三まで

の規定による移動端末設備用署名用電子証明書失効情報の記録のために移動端末設備用署名用電子証明書発行記録を利用する場合

三 第十八条第二項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

四 第十八条第三項の規定により特定署名用電子証明書の発行に係る対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書失効情報、個人番号カード用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五 第三十条から第三十三条までの規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

六 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

七 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

八 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を機構が遂行する場合

九 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検証者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外の目的に使用してはならない。

(機構の役職員等の秘密保持義務)

第四十七条 署名用電子証明書若しくは利用者証明電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する機構の役員若しくは職員(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)第二十六条第一項に規定する認証業務情報保護委員会の委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、その事務に關して知り得た署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等若しくは認証業務情報保護委員会の委員を含む。)を受けて行う署名用電子証明書又は從事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた署名用電子証明書又は從事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた署名用電子証明書又は從事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書の発行記録及び利用者証明用電子証明書失効情報の記録を利用する場合

5 第三十条から第三十三条までの規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

6 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

7 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

8 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を機構が遂行する場合

9 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検証者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第四十九条 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に從事している者又は從事している者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた署名用電子証明書又は從事している者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた署名用電子証明書又は從事している者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書失効情報の記録を利用する場合

5 第三十条から第三十三条までの規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

6 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

7 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

8 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を機構が遂行する場合

9 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検証者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

（認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受

託者等の義務）

第四十条 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に從事している者又は從事している者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた署名用電子証明書又は從事している者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた署名用電子証明書又は從事している者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 第十八条第五項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書失効情報の記録を利用する場合

5 第三十条から第三十三条までの規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

6 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

7 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

8 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を機構が遂行する場合

9 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検証者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

失つていいことの確認をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 署名検証者は、署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第四項の規定により提供を受けた対応署名用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応署名用電子証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3 利用者証明検証者は、利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第五項の規定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

4 団体署名検証者は、第二十条第一項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をし、当該確認の結果についての回答をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認及び回答以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

5 署名確認者は、第二十一条第一項又は第三項の規定により署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、第二十条第一項の規定により受けた回答を利用して確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

子証明書記録情報の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項又は第二十条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

7 団体署名検証者は、第二十条第五項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、これらの規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、当該特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該提供以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

（利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等）

第五十三条 利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明用電子証明書が効力を失っていないとの確認をするため必要な範囲内で、第三十七条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 利用者証明検証者は、利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第三十七条第三項の規定により提供を受けた対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3 特定利用者証明検証者は、第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に必要な範囲内で、特定利用者証明検証者証明符号を利用するものとし、特定利用者証明検証者証明符号を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(署名検証者等の職員等の秘密保持義務等) 第五十四条 受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、その事務に関して知り得た受領した署名用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

署名検証者等から受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上前の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、その委託された業務に関して知り得た受領した署名用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

署名検証者について準用する。この場合において、前二項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答等」と読み替えるものとする。

(利用者証明検証者の職員等の秘密保持義務) 第五十五条 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、その事務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等にに関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

利用者証明検証者から受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、その委託された業務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(機関がした処分等に係る審査請求) 長又は附票管理市町村長に委託することができる。

第六十八条 機構が行う認証事務に係る

その不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(運用規程)
第六十九条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。

第七十一条 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯する業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。
(指定都市の特例)

十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。
前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

（事務の区分）

第七十一条の二 第三條第三項（第九條第二項及び第十條第二項による場合を含む。）

、第四項、第五項（第九条第一項及び第十条第
二項第二項において準用する場合を含む）

二項において準用する場合を含む。) 及び第七

項、第三条の二第一項において準用する第三条

て準用する場合を含む) 第四項 第五項(第
九条第三項及び第十条第三項による)て準用する

九条第三項及び第二条第三項において適用する場合を含む。) 及び第七項、第二十二条第三項

(第二十八条第二項及び第二十九条第二項にお

いて準用する場合を含む。）、第四項、第五項

(第二十八条第二項及び第二十九条第二項における用語の意味は、本規則第七項並びに

いて準用する場合を含む)及び第七項並びに第二十二条の二第二項において準用する第二十

第二条第三項（第二十八条第三項及び第二十九条

第七十八条 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号若しくは第六号の認定を受けた者又は特定利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十六条第二項の規定による報告を求める場合においては、指定認証機関は、第三十四条の規定にかかわらず、施行日の前日までの間に、同項各号に掲げる事務を行わないものとする。

第四条 施行日前に指定認証機関の指定がされた場合は、施行日前においても、この法律に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(指定認証機関に関する経過措置)

第三条 市町村長、都道府県知事及び指定認証機関は、施行日前においても、この法律に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(準備行為)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第三条第四項の規定の適用については、同項中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体」とあるのは、「総務省令で定める電磁的記録媒体」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条第一項から第三项まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条から第五十二条まで並びに附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳カードに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第三条第四項の規定の適用については、同項中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体」とあるのは、「総務省令で定める電磁的記録媒体」とする。

2
附 則 拷 用しない。

第六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律
(平成二十一年法律第七十七号) 附則第九条に規定する政令で定める日までにおける第三条第一項の規定の適用については、同項中「記録されている者」とあるのは、「記録している者(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民を除く。)」とする。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののが、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(施行期日)

第四号 (平成一八年五月二六日法律第四)
(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第三項に規定する委任都道府県知事に対してもされた同法第二十九条第一項の規定による開示の請求に係る同条第二項に規定する開示及び同法第三十一条第一項に規定する訂正等については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年七月一五日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から

